

NoMaps 共創プラットフォーム 参加規約

第1条（規約の適用）

本規約は、NoMaps 実行委員会（以下「幹事組織」という）が運営する「NoMaps 共創プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という）に参加する者（以下「会員」という）との間で適用します。

第2条（名称）

本プラットフォームの名称は、「NoMaps 共創プラットフォーム」とします。

第3条（目的）

本プラットフォームは、北海道をフィールドとして、業界を問わず多様な企業・団体・大学等研究機関、行政等が、それぞれの強みを生かして連携・協働・共創を行うことを通じて、北海道の地域課題を始めとする多様な社会課題の解決に向けた実証実験・社会実装の取組を行い、その成果を広く社会に発信していくことを目的とします。

第4条（プラットフォーム内容）

本プラットフォームは、前条の目的を達成するために次の内容を実施します。

- (1) 会員の有する技術やノウハウの共有や直面している社会課題への対応に関する意見交換を目的とした勉強会の開催
- (2) 幹事組織及び会員の連携・協働・共創による実証実験・社会実装の実施
- (3) 実証実験・社会実装の取組にかかる告知や報告などを目的としたセミナー等の開催及び NoMaps 公式ホームページ内での情報発信

第5条（参加資格）

本プラットフォームの会員となる資格は、次の各号のいずれかに該当する企業・団体で、本プラットフォームの目的に賛同し、自社のノウハウやリソースを積極的に活用し活動に参加することを希望する組織とする。但し、反社会的勢力との関わりがないことを条件とする。

- (1) 北海道内に本店または主たる事業所を置く企業・団体等
- (2) NoMaps に協賛・協力を行う企業・団体
- (3) 前各号以外の企業・団体のうち、本プラットフォームの目的に照らして参加させることが適当と幹事組織が認めた者

第6条（会員企業、会員）

本プラットフォームは、第5条（参加資格）を満たし、第7条（入退会）に定める参加申込手続を完了した企業・団体を会員企業・団体とし、会員企業・団体に所属する参加者を会員とします。

第7条（入退会）

本プラットフォームに参加しようとする法人、団体は、幹事組織が定める参加登録申請書にて新規の会員企業・団体登録を申請するものとします。幹事組織が参加申込について承諾し、当該企業・団体に登録完了の旨をメール通知した時から本プラットフォーム会員としての資格を有するものとします。

1. 参加登録申請した会員は、本規約のすべての規定に同意したものとみなされます。
2. 会員は、幹事組織に対する申し出により退会することができます。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によりその資格を失うものとします。

(1) 退会したとき

(2) 法人・団体が解散したとき

(3) 会員が、本プラットフォームの目的に反する活動を行った場合、または、その他本プラットフォームの実施に重大な支障が生じると幹事組織が判断したとき

第9条（事務局）

1. 本プラットフォームの事務局を幹事組織内に置き、名称を「NoMaps 共創プラットフォーム事務局」とします。

2. 本プラットフォームに1名の事務局代表と、1名以上の事務局員をおき、幹事組織の中から選定します。

3. 事務局代表は、本プラットフォームを代表し、かつ本プラットフォームの管理・運営業務を統括し、事務局員が業務を行います。

第10条（会費）

1. 本プラットフォームの会費は不要とします。

2. 但し、実証実験・社会実装等の実施にあたり、必要な費用については実費を請求させていただきます。

第11条（個人情報等の取扱い）

1. 幹事組織は、個人情報を、幹事組織が別途定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。

2. 前項のプライバシーポリシーに定める他、幹事組織は、参加登録申請書記載の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他会員が本プラットフォームを通じて幹事組織に提供する個人情報を、会員に対する通知、連絡、請求、本人確認、その他本プラットフォームの運営、管理を行う目的で利用するものとします。

3. 幹事組織が本プラットフォームを通じて得た情報については、幹事組織が実施する本プラットフォームでの活動やその他本プラットフォームの運営、管理に利用します。

第12条（著作権）

本プラットフォームで作成された著作物に関する著作権は作成者に帰属します。

1. 前項の著作物作成者は幹事組織および会員に対し、当該著作物について自社内での検討目的利用にのみ複製、改変することを許諾し、著作者人格権を行使しません。

2. 会員が本プラットフォームで作成された著作物（二次的著作物を含む）について、前項以外の利用を希望する場合は、幹事組織及び作成者に承諾を得ることとします。

3. 講演資料等本条1項の著作物の利用については、別途幹事組織の指示に従うものとします。

第13条（公表）

1. 会員は、本プラットフォームの会員である旨または本プラットフォームに関する内容について広告、パンフレットなどにおいて掲載するなど公表する場合は、予め幹事組織の承諾を得るものとします。

2. 会員は、本プラットフォーム参画中であるか否かにかかわらず、幹事組織が実施する広告活動・広報活動において、プラットフォームの活動内容、成果等を公表する場合があることを予め承諾するものとします。但し、幹事組織が会員と守秘義務契約を締結した事項については、この限りではありません。

3. 会員は、幹事組織が本プラットフォームのWEB サイト、パンフレットその他に会員の企業・団体のロゴマークを掲載することを許諾するものとします。但し、会員からの特別な申し出があった場合は、その限りではありません。

4. 幹事組織が会員名を特定して前項以外の目的で公表を行う場合には、予め当該会員の承諾を得るものとします。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約に関し、幹事組織と会員間に紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第15条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、幹事組織および会員は各自誠意をもって協議し、円満にその解決に努めるものとします。

第16条（規約の変更）

幹事組織は、会員に予告なく本規約を変更することがあります。この場合には、会員は当該変更が会員に通知された時点以降、変更後の規約に従うものとします。

附則

本規約は2019年6月21日から実施します。

以上